

第2節 項目別審査要領

第1 防火区画

- (1) 建基政令第112条第1項第1号及び第4項第1号に用途上防火区画しなくてもやむを得ない用途が例示されているが、倉庫、荷さばき施設（荷役機械を除く。）、ボーリング場、屋内プール、屋内スポーツ練習場は、その他これらに類する用途に含まれるものとする。ただし、飲食店、喫茶店その他付属的営業施設の用途に供する部分については区画すること。（昭和44年3月3日 建設省住指発第26号 昭和46年12月4日 建設省住指発第905号）なお、建基政令第112号第1項第1号及び第4項第1号の適用については、用途上、防火区画が設けられない場合に限定しているものであり、一般的に倉庫については、用途上防火区画の設置が可能であることから、当該面積区画は設ける必要があるものであること。
- (2) 百貨店、マーケット及び店舗等の売場で、一の階の売り場面積が概ね1,000m²以上になるものは、努めて2以上の区域に区画すること。なお、防火区画によりシャッターが設置されている箇所に物品等を置かないような措置として床面に区画が分かる表示すること。
- (3) 3階以上に駐車場（立体駐車場を含む。）がある場合においては、防火区画ごとに2以上の避難経路を確保すること。（くぐり戸（防火戸）の設置及び避難階段等による。）
- (4) ダクト、配管類が防火区画の床を貫通する場合は、可能な限りダクトスペース等を設けその中に入れること。
- (5) エスカレーター部分は建基政令第112条第9項の昇降路に規定するその他の部分としての区画対象とすること。（区画は水平引きシャッターとせずに竪穴区画とすること。）
- (6) エスカレーターは法令上避難経路として扱えないが、火災の際に区画内に人が残る可能性があるため（昭和44年11月7日 建設省全建行連発第7号）エスカレーターの周囲を区画する場合、避難用の戸を設けること。
- (7) 防火シャッターによる区画部分には、くぐり戸等を併設する等により2方向避難を確保すること。
- (8) 建基政令第112条第12項、第13項で建築物の一部が建基法第24条各号又は同法第27条第1項各号の一の該当する部分を用途区画する場合、原則として建基法別表第1
- (い) 欄の同一枠内であっても用途が異なるときは区画を要すること。
- ただし、異種用途であっても、物品販売業を営む店舗の一角にある喫茶室・食堂・ホテルのレストラン等で次の条件に該当する場合には区画は不要とすることができる。
- ア 管理者が同一であること。
- イ 利用者が一体施設として利用するものであること。
- ウ 利用時間がほぼ同一であること。
- エ 自動車車庫、倉庫等以外の用途であること。